

定期監査報告（第1号）

1. 監査の対象

教育委員会 学校教育課学校給食センター

2. 監査の期日

令和7年5月26日（月）

令和7年5月27日（火）

3. 監査の方法

令和6年度中に執行された財源に関する事務が適切かつ効率的に執行されているか、事前に資料の提出を求め内容等について調査検討し、執行当日は関係職員出席のもと関係書類及び諸帳簿の監査に併せ、随時説明を求めながら次の事項に留意し実施した。

- (1) 事務事業が計画的かつ効率的に進められているか。
- (2) 最小の経費で最大の効果を上げているか。
- (3) 事務事業が常に住民の福祉の向上に役立つよう推進されているか。
- (4) 施設の維持管理状況について。

4. 監査の結果

予算の執行状況、物品・備品の出納状況及び施設の維持管理状況は概ね適切であると認められた。

【学校教育課学校給食センター】

- ・学校給食配送業務委託について、仕様書に配送車両の規格についての記載があるので必ず車両の確認を行うこと。単年度契約であることから、毎年実施すること。
- ・契約書に業務担当員を通知する旨の記載があるが、担当職員任命通知となっている。契約書の文言どおりの名目で行うこと。
- ・受注者側からも業務処理責任者の報告を受けること。また実施体制報告についても同様に提出させること。委託者としては契約書・仕様書に書かれているとおりに行っているかを確認していかなければならない。
- ・調理室清掃業務委託については、清掃員であると明確にわかる状態であるかの確認を今後も継続してほしい。清掃後のチェックは行われているので、今後も適切に進めてほしい。
- ・学校給食センター調理等業務委託について、従事員の変更等あった際はその都度名簿が提出されており適切に処理されている。

- ・外調機・エアコン保守点検業務委託について、点検票を作成しそれでチェックを行うのが望ましい。

何の定めもなければ、点検者の判断となることから、点検項目を定めることにより、一定のレベルでの点検とすることができる。

なお、これまでの点検項目や事項については、受託業者と十分打ち合わせのうえ、作成されたい。